所定疾患施設療養費

所定疾患施設療養費について

平成 24 年 4 月の介護報酬改定により、介護老人保健施設において、入所者の医療ニーズに適切に対応するという観点から、所定の疾患を発症した場合における施設での医療について、以下の要件を満たした場合に評価されることとなりました。 つきましては、厚生労働省大臣が定める基準に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況を公表いたします。

対象者

肺炎、尿路感染症、帯状疱疹、蜂窩織炎、慢性心不全の入所者

算定条件など

・対象入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置などが行われていること
・同一の入所者に対して、連続する７日を限度に１ヶ月に１回の算定する
・緊急時施設療養費を同時算定しない
・診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載すること
・当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表すること

所定疾患施設療養費　算定状況

診断名／年月		令和7年度												
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
肺炎	人数													0
	日数													0
尿路感染	人数					2		1	1		1		1	6
	日数					2		2	5		4		3	16
帯状疱疹	人数										1	1		2
	日数										7	7		14
蜂窩織炎	人数													0
	日数													0
心不全	人数													0
	日数													0